

厚木市公告

地方自治法施行令第167条の6の規定に基づき、一般競争入札の参加資格等必要事項を次のとおり公告します。

令和8年 9月 29日

厚木市長 山口 貴 裕

1 競争入札に付する事項

工事名、工事場所、工事概要及び工期等の案件別事項は、工事別発注概要書に記載のとおりです。

2 競争入札参加資格

入札に参加する者は、次に掲げる要件を全て満たしていることを要します。この場合において、(2)、(3)及び(14)以外の要件については、競争参加資格確認申請期限から落札決定までの間について、満たしていることを要します。

- (1) 当該工事に係る業種について厚木市の競争入札参加資格を有することを市長が認定した者又はその者の営業を継承していると認められる者であること。
- (2) 有効な経営事項審査結果通知を受けている者であること。
- (3) 当該工事に係る入札説明書を入手した者であること。
- (4) 入札金額に対応した内訳書を提出できる者であること。
- (5) 厚木市工事請負契約に係る競争入札の参加停止及び指名停止等措置要綱に基づく停止措置中の者でないこと。
- (6) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (7) 2年以内に手形交換所の取引停止処分を受けている者（会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者のうち、当該手続開始の決定後、(1)による競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (8) 6箇月以内に不渡手形又は不渡小切手を出している者（会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者のうち、当該手続開始の決定後、(1)による競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (9) 所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続の開始決定がなされていない者であること。
- (10) 案件ごとに技術者及び現場代理人として配置できる者を有していること。
- (11) 厚木市暴力団排除条例に定める暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者でないこと。
- (12) 神奈川県暴力団排除条例第23条第1項又は第2項の規定に違反しない者であること。
- (13) 入札に参加しようとする者と厚木市が契約している工事（以下「手持ち工事」といいます。）の件数による入札参加の制限については、厚木市ホームページの「しごと・産業」＞「入札・契約」＞「工事請負」＞「お知らせ」に掲載している「令和8年度工事における入札執行方法について」によること。
- (14) 入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと。

3 競争入札の参加方法

かながわ電子入札共同システム（以下「電子入札システム」といいます。）を使用してください。

4 競争入札等日程

競争参加資格確認申請期間 及び質問期間	令和8年 9月29日(火)午前10時から…① 令和8年10月 6日(火)午後 3時まで
------------------------	--

入札説明書の掲載期間	入札説明書は電子入札システムの「入札情報サービスシステム」から入手してください。 競争参加資格確認申請開始日時（①）から 入札書、内訳書及び技術資料受付締切日時（②）まで
質問について	回答までの目安は、質問日から起算して3日後です。 再質問は、できません。
競争参加資格確認通知 （入札参加資格の決定）	令和8年10月9日（金）午後5時までに通知します。 参加資格有の通知を受けた者が、入札書を提出することができます。
入札書、内訳書 及び技術資料受付期間	令和8年10月13日（火）午前9時から 令和8年10月14日（水）午後3時まで…②
開札日時及び開札場所	令和8年10月21日（水）午後3時30分から （案件ごとの開札時間は電子入札システム掲載のとおり） 厚木市総務部契約検査課工事契約係
落札決定通知日時	令和8年10月26日（月）午前10時以降
再度入札の場合の入札書 提出締切日時	令和8年10月22日（木）午後3時まで
再度入札の場合の 落札決定通知日時	令和8年10月27日（火）午前10時以降

5 競争参加資格確認申請に係る書類の提出及び質問について

- (1) 競争入札参加希望者は、電子入札システムにより、4 競争入札等日程に記した期限までに、競争参加資格確認申請を行ってください。この申請を行った際、電子入札システムにより「参加資格要件を確認ください。」の表示がされた場合で、疑義があるときは、契約検査課まで連絡してください。なお、申請の結果については、4 競争入札等日程に記した期限までに、競争参加資格確認通知書により資格の有無を通知します。
- (2) 電子入札システムによる競争参加資格確認申請の際に、資本関係又は人的関係申告書（以下「申告書」といいます。）を添付してください。申告書は、資本関係又は人的関係の有無にかかわらず提出が必要です。詳細については、厚木市ホームページの「しごと・産業」>「入札・契約」>「工事請負」>「お知らせ」に掲載している「資本関係又は人的関係にある者同士の同一入札への参加制限について」のとおりとします。
- (3) 質問は、電子入札システムにより、4 競争入札等日程に記した期限までに行ってください。質問の回答も、電子入札システムに掲載します。

6 競争参加資格確認通知書により資格なしの旨の通知を受けた者の苦情の申立て

- (1) 競争参加資格確認通知書により資格なしの旨の通知を受けた者は、通知を受領した日から起算して2日以内に電子入札システムを利用して説明を求めることができます。
- (2) (1)による説明要求に対しては、説明要求ができる期間の末日から起算して5日以内に回答します。
- (3) (2)による説明に不服がある者は、説明に係る書面を受領した日から起算して7日以内に再苦情申立書を契約検査課に持参することにより、苦情を申し立てることができます。
- (4) (3)による再苦情申立てについては、厚木市契約制度等検討委員会が審議を行います。
- (5) 説明要求及び再苦情申立ては、入札事務の執行を妨げないものとします。

7 入札書及び技術資料の提出等

- (1) 入札書は電子入札システムにより、(7)に記載する技術資料は契約検査課窓口を持参することにより、4 競争入札等日程に記した期限までに提出してください。この場合、電子入札システムの質問回答機能により、厚木市が情報提供を行う場合があるので、必ずその内容を確認の上、入札書を提出してください。

- (2) 入札書には、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を記載してください。
- (3) 入札執行回数は、原則として1回としますが、開札の結果、予定価格以下失格基準価格以上の入札がない場合は、予定価格を事前公表したときを除き、電子入札システムにより通知の上、再度入札を1回行います。ただし、再度入札を行う場合において、1回目の入札に参加しなかった者、無効な入札をした者及び失格基準価格未満の価格をもって入札した者については、再度入札に参加することは、できません。
- (4) 最低制限価格については、厚木市工事請負の入札に係る最低制限価格設定要綱に、失格基準価格については厚木市建設工事総合評価方式の入札に係る低入札価格調査制度実施要綱に基づき設定し、工事別発注概要書においてその旨を記載します。詳細については、厚木市ホームページの「しごと・産業」>「入札・契約」>「工事請負」>「お知らせ」に掲載している「工事における最低制限価格及び低入札価格調査制度について」のとおりとします。
- (5) 次に掲げる入札は、無効とします。
- ア 競争入札参加資格を満たさない者が行った入札
 - イ 競争入札参加資格確認に必要な書類を提出しなかった者が行った入札
 - ウ 競争入札参加資格確認に必要な書類に虚偽の記載をした者が行った入札
 - エ 入札に関する条件に違反した入札
 - オ 契約締結前に当該入札に係る談合情報があり、調査の結果、談合の事実があったと認められた場合の入札
 - カ 当該工事における適正な内訳書を提出できない者が行った入札
- (6) 次に掲げる入札者は、当該入札について失格とします。
- ア 予定価格を公表した入札において、予定価格を超える金額により入札を行った入札者
 - イ 失格基準価格に満たない金額により入札を行った入札者
 - ウ 11(1)に定める低入札価格調査を実施し、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると判断された入札者
 - エ 12に定める書類を提出しない入札者
 - オ (7)に定める技術資料を提出しなかった者
- (7) 技術資料の提出について
- 価格以外の評価を行うために必要な技術資料の提出を求めます。技術資料として提出する内容は、次のとおりとします（様式は、電子入札システム内にある入札情報サービスの本案件の公告の添付書類にあります。）。
- ア 企業の技術的能力（様式—2 a）
 - イ 工事成績の実績表・厚木市優良建設工事等表彰の受賞実績表（様式—2 b）
 - ウ 配置予定技術者の技術的能力（様式—3 a）
 - エ 配置予定技術者の工事成績の実績表（様式—3 b）
 - オ 企業の社会性・信頼性（様式—4）
 - カ 障がい者雇用状況報告書（様式—5）
 - キ 自己採点表（様式—6）
- 注1 表紙、様式2～6及び様式2～6に係る添付書類については全て提出してください。また、添付書類がない場合や添付書類では内容が確認できないものについては、加算されませんので御注意ください。
- 注2 様式2～6については、記載すべき該当事項がない場合であっても、その旨を記載し、必ず提出してください。
- 注3 共同企業体で受注した工事の実績は、様式—2の「同種工事の施工実績」、「工事成績評定点の平均点」、「厚木市優良建設工事等表彰の受賞実績」及び「国又は厚木市以外の地方公共団体の工事における表彰の受賞実績」並びに様式3の「同種工事の施工経験」及び「工事成績評定点の平均点」において評価対象とします。
- 注4 技術資料の作成及び提出等に要する一切の費用は、入札参加者の負担とします。また、提出された技術資料の返却は行いません。
- 注5 提出された技術資料は、契約事務、技術審査、監督及び検査以外に、提出者に無

断で使用することはありません。

- 注6 提出された技術資料に基づく工事成績評定点からの減点については、厚木市ホームページの「しごと・産業」>「入札・契約」>「工事請負」>「お知らせ」に掲載している「厚木市総合評価方式ガイドライン（工事請負）」（以下「ガイドライン」といいます。）を確認してください。
- 注7 技術資料として提出する資料には次の内容を記載してください。なお、技術資料に虚偽等の行為があった場合は、契約解除や厚木市工事請負契約に係る競争入札の参加停止及び指名停止等措置要綱に基づく指名停止措置を行うことがあります。
- 注8 総合評価方式の取扱いについては、ガイドラインによるものとします。
- 注9 配置予定技術者の雇用、労働者（30歳未満）の雇用、女性技術者の雇用及び障がい者の雇用の確認については、厚木市ホームページの「しごと・産業」>「入札・契約」>「工事請負」>「お知らせ」に掲載している「工事、コンサルの落札候補者の雇用確認提出書類について」に準ずるものとします。

記載事項	内容に関する留意事項
[1] 企業の技術的能力	① 記載様式は、様式－２ a、２ b とします。 ② 同種工事の施工実績 平成２８年度から令和７年度に完成し、引渡しが完了した請負金額５００万円以上の官公庁（国、都道府県、市区町村に限る。）発注の道路整備工事（道路の新設、改良を主な内容とする工事。なお、造成工事は含まない。）で、元請負者として受注した工事（単価契約を除く。）の施工実績を様式－２ a に記載してください（代表的なもの１件）。なお、記載する工事がＣＯＲＩＮＳに登録されている場合は、登録データの写しを併せて提出してください。また、同工事がＣＯＲＩＮＳに登録されていない場合又はＣＯＲＩＮＳの登録データだけでは工事实績が確認できない場合は、工事实績が確認できる資料を提出してください。契約金額は、最終契約金額（税込み）を記載してください。なお、共同企業体で受注した工事の実績も対象とします。 ③ 工事成績評定点の平均点 令和５年４月１日から公告月前月末日までに完成検査をした厚木市発注の同業種（土木一式）の工事のうち、完成日が直近のものから３件の元請負者として受注した工事における工事成績評定点の平均点（小数点以下は、切り捨てで算出する。）を様式－２ a に記載してください。また、平均点算出の対象となる３件の工事について、工事名、工期、契約金額及び評定点を様式－２ b 工事成績の実績表に記載してください。なお、共同企業体で受注した工事の実績も対象とします。 ④ 厚木市優良建設工事等表彰の受賞実績 令和３年度から令和７年度における厚木市優良工事等表彰の受賞実績がある工事がある場合には、様式－２ a に受賞件数及び同業種の受賞実績件数を記載してください。様式－２ b 厚木市優良建設工事等表彰の受賞実績表に工事名及び表彰年度を記載してください。なお、共同企業体で受賞した工事の実績も対象とします。 ⑤ 国又は厚木市以外の地方公共団体の工事における表彰の受賞実績 令和３年度から令和７年度における国又は厚木市以外の地方公共団体の工事における表彰の受賞実績がある場合には、工事名、表彰年度及び発注機関名を様式－２ a に記載し、受賞実績を証明することができる書類（表彰状の写し、工事成績評定通知書及びＣＯＲＩＮＳ等業種がわかる書類）を提出してください。なお、共同企業体で受賞した工事の実績も対象とします。また、公告年度内に既に契約検査課へ写しを提出している場合は、提出不要です。 ⑥ ６５点未満の工事成績評定点の有無 令和７年４月１日から公告月前月末日までに完成検査をした工事における６５点未満の工事成績評定点の有無を様式－２ a に記載してください。 ⑦ ＩＳＯ９００１取得状況 入札公告日時点における建設工事に関する「ＩＳＯ９００１」の取得の有無を様式－２ a に記載し、取得している場合には、登録証の写しを提出してください。なお、公告年度内に既に契約検査課へ写しを提出している場合は、有効期間内は、提出不要です。

[2] 配置予定技術者の技術的能力

- ① 記載様式は、様式－３a、３bとします。
配置予定技術者は、予定する技術者の氏名、資格名等を記載してください。
技術資料提出時に配置予定技術者が特定できない場合は、資格等の要件を満たす複数の候補者を提出することができます。複数の候補者を提出する場合は、１名につき１枚提出してください。この場合、審査については、各候補者のうち８（１）②に記載の評価基準において評価が最も低い者で評価します。また、現在施工中の工事で監理技術者又は専任配置を要する主任技術者若しくは現場代理人となっている者については、開札までに工事が完成する場合を除いて、提出することはできません。なお、記載された配置予定技術者については落札決定をした場合、変更することができません。
- ② 同種工事の施工経験
平成２８年度から令和７年度に完成し、引渡しが完了した請負金額５００万円以上の官公庁（国、都道府県、市区町村に限る。）発注の道路整備工事（道路の新設、改良を主な内容とする工事。なお、造成工事は含まない。）で、元請負者として受注した工事（単価契約を除く。）のうち、監理技術者又は主任技術者として従事した同種工事における施工経験を様式－３aに記載してください（代表的なもの１件）。なお、記載する工事がCORINSに登録されている場合は、登録データの写しを併せて提出してください。また、同工事がCORINSに登録されていない場合又はCORINSの登録データだけでは工事実績が確認できない場合は、工事実績が確認できる資料を提出してください。ただし、監理技術者又は主任技術者として従事したことが証明できない場合は、実績として認めません。なお、共同企業体で受注した工事の実績も対象とします。
- ③ 工事成績評定点の平均点
令和５年４月１日から公告月前月末日までに完成検査をした厚木市発注の同業種（土木一式）の工事のうち、配置予定技術者が監理技術者又は主任技術者として受注した工事のうち、完成日が直近のものから３件の工事成績評定点の平均点（小数点以下は、切り捨てで算出する。）を様式－３aに記載してください。また、平均点算出の対象となる全ての工事について、工事名、工期、契約金額及び評定点を様式－３bに記載してください。なお、共同企業体で実施した工事の実績も対象とします。
- ④ 継続教育（CPD）制度の取組状況
配置予定技術者の継続教育（CPD）実績について、１つの証明機関において、１年間で５単位（認定時間）以上の実績の有無について記載し、併せて実績証明書の写しを提出してください。実績は、該当工事の履行に係る国家資格に関する継続教育（CPD）実績について、証明機関が証明する場合に限ります。また、実績の証明期間の最終日が、入札公告日の１年前の日から技術資料提出期限までに単位を取得したものに限りします。
- ⑤ 取得資格
入札参加申請期限時点における配置予定技術者の取得資格（監理技術者の資格）について記載し、併せて監理技術者証（両面）及び講習終了証の写しを提出してください。また、建設業許可に係る営業所技術者を確認できる書類（営業所技術者等一覧表の写しなど）を併せて提出してください。

[3]企業の社会性・
信頼性

- ① ②から⑨及び⑪について、記載様式は様式－４とします。⑩については、様式－５とします。⑫については、様式－６とします。
- ② 災害時等の地域貢献
入札公告日時点における災害応急工事等の地域貢献に該当する締結協定等に関して記載し、併せて協定書の写しを添付してください（厚木市と災害協定を締結している関係団体に加入しているものを含みます。）。なお、公告年度内に既に契約検査課へ写しを提出している場合は、提出不要です。
入札公告日時点における厚木市消防団協力事業所表示証の交付の有無について記載してください。交付状況の確認は、契約検査課において行うため、添付書類はありません。
- ③ 建設機械の保有
入札公告日時点における自社で保有（長期リース（３年以上）を含みます。）している建設機械の有無について記載し、併せて売買契約書等の写し、特定自主検査記録表等の写し及び該当建設機械の写真を添付してください。なお、売買契約書等は、公告年度内に既に契約検査課へ写しを提出している場合は提出不要です。また、特定自主検査記録表等の写し及び写真は、公告年度内に既に契約検査課へ写しを提出している記録表等が、有効期間内であれば提出不要です。
- ④ 建設業労働災害防止協会への加入状況
入札公告日時点における建設業労働災害防止協会神奈川県支部への加入の有無について記載し、併せて加入証明書の写しを提出してください。なお、公告年度内に既に契約検査課へ写しを提出している場合は、提出不要です。
- ⑤ 建設キャリアアップシステム（CCUS）への取り組み状況
入札参加申請期限時点における、建設キャリアアップシステム（CCUS）の登録の有無を記載してください。登録状況の確認は、契約検査課において行うため、添付書類はありません。
- ⑥ ISO14001、エコアクション21、エコステージ又はKES・環境マネジメントシステム・スタンダードの認証取得の有無
入札公告日時点における建設工事に関する「ISO14001」、「エコアクション21」、「エコステージ」又は「KES・環境マネジメントシステム・スタンダード」の認証取得の有無について記載し、取得している場合には、登録証の写しを提出してください。なお、公告年度内に既に契約検査課へ写しを提出している場合は、有効期間内は、提出不要です。
- ⑦ 電気自動車又はプラグインハイブリッド車保有の有無
入札公告日時点における電気自動車又はプラグインハイブリッド車保有（長期リース（３年以上）を含みます。）の有無について記載し、併せて車検証及び自動車検査証記録事項（リースの場合は、賃貸借契約書等）の写しを添付してください。なお、公告年度内に既に契約検査課へ写しを提出している場合は、有効期間内は、提出不要です。
- ⑧ 労働者（30歳未満）の雇用の有無
入札参加申請期限時点における30歳未満の労働者の雇用の有無を記載し、併せて雇用及び年齢を証明する書類を提出してください。
- ⑨ 女性技術者の雇用の有無
入札参加申請期限時点における女性技術者の雇用の有無を記載し、併せて資格証明書、雇用を証明する書類及び性別を確認することのできる書類を提出してください。
- ⑩ 障がい者の雇用状況
入札公告日時点における障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「障害者雇用促進法」といいます。）第2条第2号から第6号までに規定する障がい者の雇用の有無について、障がい者雇用状況報告書の該当する常用雇用労働者の欄に記載してください。精神障がい者については、精神保健及び精神障害福祉に関する法律第45条第2項の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限ります。
障がい者の雇用がある場合には、障がい者の身体障害者手帳、療育手帳又

	は精神障害者保健福祉手帳の写し及び雇用や雇用時間を証明する書類を提出してください。 なお、障害者雇用促進法において、障がい者の雇用に関する状況について報告が義務付けられている企業は、法定雇用率以上の雇用がない場合には、減点となります。 ⑪ 自社及び市内企業（下請）の施工率 当該工事を請け負った場合における、自社施工及び市内企業（市内に本店を有する企業）への下請金額が占める割合を記載してください。なお、市内企業への下請の対象は、一次下請（元請と直接契約を締結するものに限りません。）とします。 ⑫ 自己採点表の作成 自己採点表の自己評価点を記入し、提出してください。
--	--

8 総合評価に関する事項

(1) 技術資料に対する評価基準について

提出された技術資料について、次の評価基準に基づき加算点を算出します。なお、加算点の最高点は29.5点とします。

① 企業の技術的能力（10.5点）（必須・選択）

評価項目	評価基準		配 点
同種工事の施工実績 （元請の工事に限る。）	同種工事の施工実績がある。		2
	同種工事の施工実績がない。		0
同業種の工事成績評定点の平均点	「同業種の工事成績評定点の平均点」評価基準、配点表（※1）による。		
厚木市優良建設工事等表彰の受賞実績	3 件以上	☐ 同業種の表彰実績が 3 件以上ある。	2.5
		☐ 同業種の表彰実績が 2 件以上ある。	2
		☐ 同業種の表彰実績が 1 件以上ある。	1.5
		☐ 異なる業種の実績のみ。	1
	1 件以上 2 件以下	☐ 同業種の表彰実績が 2 件ある。	1.5
		☐ 同業種の表彰実績が 1 件ある。	1
		☐ 異なる業種の表彰実績のみ。	0.5
	☐ 表彰実績がない。		0
厚木市以外の表彰の受賞実績	☐ 同業種の表彰実績がある。		1
	☐ 異なる業種の表彰実績のみ。		0.5
	☐ 表彰実績がない。		0
6.5 点未満の工事成績評定点の有無	☐ 6.5 点未満の成績評定点がない。		0
	☐ 6.5 点未満の成績評定点がある。		－1
ISO9001 の認証取得状況	☐ 取得あり		1
	☐ 取得なし		0

※1 「同業種の工事成績評定点の平均点」評価基準、配点表

同業種工事の成績評定点	配点	同業種工事の成績評定点	配点
85点以上	4.0	69点以上70点未満	0.8
84点以上85点未満	3.8	68点以上69点未満	0.6
83点以上84点未満	3.6	67点以上68点未満	0.4
82点以上83点未満	3.4	66点以上67点未満	0.2
81点以上82点未満	3.2	65点以上66点未満	0
80点以上81点未満	3	及び該当工事なし	
79点以上80点未満	2.8	64点以上65点未満	-0.2
78点以上79点未満	2.6	63点以上64点未満	-0.4
77点以上78点未満	2.4	62点以上63点未満	-0.6
76点以上77点未満	2.2	61点以上62点未満	-0.8
75点以上76点未満	2	60点以上61点未満	-1.0
74点以上75点未満	1.8	59点以上60点未満	-1.2
73点以上74点未満	1.6	58点以上59点未満	-1.4
72点以上73点未満	1.4	57点以上58点未満	-1.6
71点以上72点未満	1.2	56点以上57点未満	-1.8
70点以上71点未満	1	56点未満	-2.0

② 配置予定技術者の技術的能力（8点）（必須・選択）

評価項目	評価基準	配点
同種工事の施工経験（元請工事で主任（監理）技術者としての施工経験）	同種工事の施工経験がある。	2
	同種工事の施工経験がない。	0
配置予定技術者の同業種における工事成績評定点の平均点	「配置予定技術者の同業種の工事成績評定点の平均点」評価基準、配点表（※2）による。	
継続学習（CPD）制度の取組状況	継続教育の証明がある。	1
	継続教育の証明がない。	0
技術者の取得資格	当該工事の同業種において監理技術者資格者証の交付を受けており、監理技術者講習を受講している。	1
	上記以外	0

※2 「配置予定技術者の同業種の工事成績評定点の平均点」評価基準、配点表

同業種工事の平均成績評定点	配点	同業種工事の平均成績評定点	配点
85点以上	4.0	69点以上70点未満	0.8
84点以上85点未満	3.8	68点以上69点未満	0.6
83点以上84点未満	3.6	67点以上68点未満	0.4
82点以上83点未満	3.4	66点以上67点未満	0.2
81点以上82点未満	3.2	65点以上66点未満 又は該当工事なし	0
80点以上81点未満	3	64点以上65点未満	-0.2
79点以上80点未満	2.8	63点以上64点未満	-0.4
78点以上79点未満	2.6	62点以上63点未満	-0.6
77点以上78点未満	2.4	61点以上62点未満	-0.8
76点以上77点未満	2.2	60点以上61点未満	-1.0
75点以上76点未満	2	59点以上60点未満	-1.2
74点以上75点未満	1.8	58点以上59点未満	-1.4
73点以上74点未満	1.6	57点以上58点未満	-1.6

7 2 点以上 7 3 点未滿	1 . 4	5 6 点以上 5 7 点未滿	－ 1 . 8
7 1 点以上 7 2 点未滿	1 . 2	5 6 点未滿	－ 2 . 0
7 0 点以上 7 1 点未滿	1		

③ 企業の社会性・信頼性（１１点）（選択）

評価項目	評価基準	配点
災害時等の地域貢献	災害協定等の締結があり、厚木市消防団協力事業所表示証の交付を受けている。	1
	災害協定等の締結がある、又は厚木市消防団協力事業所表示証の交付を受けている。	0.5
	災害協定等の締結や厚木市消防団協力事業所表示証の交付がない。	0
建設機械保有の有無（※３）	建設機械を自社で保有（長期リース（３年以上）を含む。）をしている。	1
	建設機械を自社で保有（長期リース（３年以上）を含む。）をしていない。	0
建設業労働災害防止協会への加入	加入あり	1
	加入なし	0
建設キャリアアップシステム（CCUS）への取組状況	事業者登録がある。	1
	事業者登録がない。	0
ISO14001又はエコアクション21、エコステージ、KES・環境マネジメントシステム・スタンダードの認証取得	取得あり	1
	取得なし	0
電気自動車又はプラグインハイブリッド車保有の有無	電気自動車又はプラグインハイブリッド車を自社で保有（長期リース（３年以上）を含む。）している。	1
	電気自動車又はプラグインハイブリッド車を自社で保有（長期リース（３年以上）を含む。）していない。	0
労働者（３０歳未満）の雇用の有無	雇用している。	1
	雇用していない。	0
女性技術者の雇用の有無	雇用している。	1
	雇用していない。	0
障がい者の雇用状況	障害者雇用促進法において、障がい者の雇用に関する状況について報告が義務付けられている企業で、法定雇用率以上の障がい者を雇用している。	1
	報告が義務付けられていない企業で、障がい者を雇用している。	
	報告が義務付けられていない企業で、障がい者を雇用していない。	0
	報告が義務付けられている企業で、法定雇用率以上の障がい者を雇用していない。	-1
自社及び市内企業（下請）の施工率（※４）	100%	2
	75%以上100%未満	1
	50%以上75%未満	0.5
	50%未満	0

※３ 建設機械とは、ショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベル、モーターグレーダー、移動式クレーン（つり上荷重３ｔ以上）、ダンプ（土砂の運搬が可能なすべてのダンプ「ダンプ」、「ダンプフルトレーラ」及び「ダンプセミトレーラ」）、締固め用

機械、解体用機械及び高所作業車（作業床の高さ2m以上）のいずれかをいいます。

- ※4 市内企業への下請の対象は、一次下請（元請と直接契約を締結するものに限り、）とします（警備業、測量業及び運送業は含みません。）。

工事完成時に、施工体制台帳等で、下請業者等との契約金額を確認します。確認（当初請負金額に対する割合を確認しますが、変更契約により請負金額が減額となった場合は、変更後の金額に対する割合を確認します。）の結果、技術資料に提示した割合を下回った場合は、工事成績評定点から3点を減点します。

(2) 総合評価の方法について

提出された入札書及び技術資料を総合的に評価します。

総合評価の方法は、標準点（100点）と(1)技術資料に対する評価基準によって得られる加算点の合計を、当該入札参加者の入札価格で除して得た数値（以下の算定式により得られる数値。以下「評価値」といいます。）をもって行います。

なお、入札価格が失格基準価格以上で、調査基準価格未満の場合は、入札価格を調査基準価格に置き換えて評定値を算出します。

技術評価点＝ 標準点（100点）＋ 加算点

評価値＝ 技術評価点 ÷ 入札価格（入札価格が失格基準価格以上調査基準価格未満の場合は、調査基準価格）×1,000,000

※ 評価値は小数点第四位までとします（小数点第五位を四捨五入）。

※ 入札価格が予定価格の制限の範囲を超えた者及び失格基準価格（失格基準）未満の者については、落札候補者となることはできず、評価値は算出されません。

※ 価格を置き換えて評価された者が落札候補者となった場合は、低入札価格調査を実施します。また、落札価格は入札価格（置き換え前の額）とします。

9 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金は、免除します。

(2) 契約保証金は、設計金額が500万円未満の契約を除き、契約金額の100分の10に相当する金額以上を契約締結と同時に納付するものとします。この場合に、利付国債証券の提供又は金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第3条に規定する金融機関をいいます。）若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第4項に規定する保証事業会社をいいます。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができます。なお、落札者が公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除するものとします。

10 疑義の申立て

(1) 本入札は、開札後落札決定を保留し、疑義申立て期間を設けます。疑義申立てにより設計誤りが判明し、予定価格以下失格基準価格以上の範囲で、8(2)の評価値が最も高い者（以下「落札候補者」といいます。）に変更が生じる場合には、入札を無効とし、改めて入札執行することとします。

(2) 疑義申立て期間は、保留通知発行から開札日の翌開庁日の正午までとします。

(3) 本入札又は他の入札において疑義申立てがあった場合には、その後の決定や提出期限等を延期することがあります。

(4) 疑義の申立ての方法については、「令和8年度工事における入札執行方法について」のとおりとします。

11 落札候補者及び落札者の決定

(1) 落札候補者について競争入札参加資格を審査し、その要件を満たしていることが確認できた場合に当該事業者を落札者として決定します。審査の結果、その者が要件を満たしていることが確認できないときは、当該入札を無効又は入札者を失格とし、次に評価値が高い入札者について同様の審査をします。さらに、その入札を無効又は入札者を失格とし

た場合は、順次、評価値が高い入札者から同様の審査をします。ただし、調査基準価格未満失格基準価格以上の範囲で、落札候補者がいた場合は、低入札価格調査を実施し、その入札者が当該契約の内容に適合した履行が可能と判断された場合は、競争入札参加資格を審査します。その入札者が当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると判断されたときは、当該入札者を失格とし、次に評価値が高い入札者について同様の調査をします。さらに、その入札者を失格とした場合は、順次、評価値が高い入札者から同様の調査をします。

- (2) 落札候補者が2者以上である場合は、電子入札システムによるくじ引きを行い、資格要件を確認後に落札者を決定します。
- (3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とします。
- (4) 落札候補者には、電子入札システムによる保留通知書又は電話により落札候補者として決定した旨を連絡します。

12 落札候補者の提出書類

- (1) 落札候補者は、工事別発注概要書のその他2に記載した書類のうち、誓約書についてはメール又は契約検査課窓口を持参することにより、その他の書類についてはファックス、メール又は契約検査課窓口を持参することにより、速やかに提出してください。なお、必要がある場合は、その他の書類の提出を求めることがあります。
- (2) 提出期限は、**開札日から2開庁日後の午前10時まで**とします。提出期限までに提出されない場合には、当該落札候補者は失格となりますので注意してください。

13 入札が無効とされた落札候補者の苦情の申立て

- (1) 入札が無効とされた落札候補者は、落札者決定通知書を受領した日から起算して7日以内に苦情申立書を契約検査課に持参することにより説明を求めることができます。
- (2) (1)による説明要求に対しては、受理した日から起算して5日以内に回答します。
- (3) (2)による説明に不服がある者は、説明に係る書面を受領した日から起算して7日以内に再苦情申立書を契約検査課に持参することにより苦情を申し立てることができます。
- (4) (3)による再苦情申立てについては、厚木市契約制度等検討委員会が審議を行います。
- (5) 説明要求及び再苦情申立ては、落札決定の事務の執行を妨げないものとします。

14 その他

- (1) 契約書の作成を要します。この場合において、契約書の作成に要する費用は、落札者の負担とします（当該事項を記録した電磁的記録を希望する場合を除く）。
- (2) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とします。
- (3) 落札者が落札者決定通知書を受領した日から起算して7日以内に当該契約を締結しない場合は、当該落札は効力を失い、厚木市工事請負契約に係る競争入札の参加停止及び指名停止等措置要綱の対象となります。
- (4) 落札者が契約締結までに競争入札参加資格のうち、一つでも満たさなくなった場合は、当該落札は効力を失います。
- (5) 同一施設名称を含む他の関連工事が落札しなかった場合は、当該契約の締結を延期等することがあります。
- (6) 落札者は、厚木市ホームページの「しごと・産業」>「入札・契約」>「工事請負」>「お知らせ」に掲載している「建設業退職金共済証紙の購入について」を確認の上、建設業退職金共済証紙購入状況報告書に掛金収納書を添付し、契約日までに提出する必要があります。
- (7) 議決を要する契約の成立要件
 - ア 厚木市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に該当する契約（予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負に係る契約）は、議会の議決を要します。また、当該契約を締結しようとするときは、厚木市契約規

則第28条の規定が適用されます。

イ アの場合において、議会の議決までの間に、地方自治法施行令第167条の4若しくは第167条の11の規定に基づく参加資格の制限又は厚木市工事請負契約に係る競争入札の参加停止及び指名停止等措置要綱に基づく指名停止処分を受けた場合には、契約を締結しないこととします。

- (8) 厚木市公契約条例第6条第1項第1号に掲げる契約（予定価格1億円以上の工事請負契約）は、労働報酬下限額が適用され、労働報酬下限額以上の労働の対価の支払、労働者等への周知等厚木市公契約条例施行規則別表第1に掲げる事項を契約で定めます。入札に参加する者は、厚木市公契約条例、厚木市公契約条例施行規則及び厚木市公契約条例の手引を理解した上で、入札を行ってください。
- (9) 社会保険等未加入建設業者との一次下請契約はできません。違反していることが判明した場合は、元請事業者に参加停止及び指名停止等の一定の措置を講ずることがあります。
- (10) 公正に入札を執行できないと認められる場合又はそのおそれがある場合は、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがあります。
- (11) 開札後であっても、入札の公正性が損なわれていることが判明した場合には、入札を無効とすることがあります。
- (12) 電子入札システムに障害が発生した場合は、入札を延期し、又は中止することがあります。
- (13) (1)から(12)までに定めるもののほか、厚木市契約規則及び厚木市の競争入札に参加することができる者の資格等に関する規程の定めるところによります。

工事別発注概要書

番号		5081000146
工事名		市道温水愛名線歩道整備工事（継続）
工事場所		工事概要書のとおり
工事概要		工事概要書のとおり
業種		土木一式
工期		工事概要書のとおり
調査基準価格 及び失格基準価格		あり （厚木市建設工事総合評価方式の入札に係る低入札価格調査制度実施要綱第6条、第7条及び第8条の規定によります。） ※ 低入札価格調査対象となった場合は、指定した期限までに入札価格の積算根拠となる確認資料を提出してください。なお、確認資料の提出期限は、原則として連絡後3日以内とし、提出されなかった場合は失格となります。
労働報酬下限額の適用		あり ※ 厚木市ホームページ掲載の「しごと・産業」＞「入札・契約」＞「厚木市公契約条例」に掲載している「厚木市公契約条例」、「厚木市公契約条例施行規則」及び「厚木市公契約条例の手引」並びに別添の「厚木市公契約条例に基づく特記事項」を確認の上、入札してください。
総合評価方式		本件は、総合評価方式による入札です。 入札金額及び提出された技術資料により審査及び評価を行いますので、入札公告の本文も必ず御覧いただき、手続等間違えないようにしてください。
特定建設業許可		要
前払金		あり
部分払金		あり 4回
契約不適合責任期間		引渡しを受けた日から2年 （設備機器本体等は引渡しを受けた日から1年）
出来高予定額		令和8年度 おおむね 70% 令和9年度 おおむね 30%
競争入札参加資格	登録業種	土木一式
	総合評定値	—
	所在地等	厚木市内に本店があること。
	社会保険等の加入	社会保険等に加入している者であること。 （健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務がない者を除く。）

	資本関係又は人的関係の有無	電子入札システムを通じ競争参加資格確認申請を行う際、資本関係又は人的関係にある者同士の同一入札への参加の有無を確認します。 なお、申告書については、かながわ電子入札共同システム事業者登録申請時に、同一の申請を済ませているため、提出の必要はありません。 ※ 本工事の落札決定までの間に申告内容に変更が生じた場合は、速やかに契約検査課へ電話連絡をしてください。
	技術者の配置	1 次の要件を全て備える主任技術者又は監理技術者を施工現場に配置できることを必要とします。 (1) 上記「登録業種」に係る資格を有すること。 ・監理技術者の場合は、監理技術者資格者証を有すること。 - また、監理技術者講習修了証の交付を受けていること。 ・主任技術者の場合は、資格を証明できる書類を有すること。 (2) 競争参加資格確認申請期限において既に3箇月以上の雇用関係にあること。 (3) 下請金額が、建設業法第16条（建設業法施行令第2条）に規定する金額以上である場合は、監理技術者を配置できること。 2 技術者が建設業法第26条第3項（建設業法施行令第27条第1項）の規定により専任であることを要する場合に限り、次の要件を全て備えること。 (1) 開札時以降に他の工事に従事していないこと。 (2) 建設業法第7条第1項第2号又は第15条第1項第2号に掲げる技術者（営業所技術者）でないこと。 3 落札決定後の技術者の変更は、やむを得ない場合を除き、認めません。 ※ 一定の条件を満たす工事について、監理技術者等の専任に関する要件が緩和されました。詳細は、厚木市ホームページの「しごと・産業」>「入札・契約」>「工事請負」>「お知らせ」に掲載している「監理技術者等の専任義務の緩和措置について」を確認してください。
	現場代理人	当該現場代理人は、次の各号のいずれも備える者であることを必要とします。 (1) 競争参加資格確認申請期限において既に3箇月以上の雇用関係にあること。 (2) 開札時以降に他の工事に従事していないこと。 (3) 建設業法第7条第1項第2号又は第15条第1項第2号に掲げる技術者（営業所技術者）でないこと。 ※ 一定の条件を満たす工事について、現場代理人の常駐義務緩和措置を実施しています。詳細は厚木市ホームページの「しごと・産業」>「入札・契約」>「工事請負」>「お知らせ」に掲載している「厚木市発注工事における現場代理人の常駐義務緩和措置について」を確認してください。

	施工実績	1 過去10年間で完成させたもののうち、本工事と同業種で発注され、その契約金額が本工事の設計金額の3分の1以上の工事（単価契約を除く。）の施工実績があること。 2 過去10年間に完成したもののうち、同業種の工事で発注された最高契約金額の契約書の写し等（件名、金額及び内容の分かる箇所）を提出してください。 なお、前年度以前又は本年度に実施した同業種の入札案件において、契約検査課へ契約書の写し等を提出している場合は、提出不要です。
	技術資料の提出	本件は総合評価方式により落札者を決定する工事であり、提出される技術資料について審査、評価を行いますので、4 競争入札等日程に掲げる期間に、契約検査課へ必要な書類を提出してください（メール可）。 なお、技術資料を期限までに提出されなかった場合は、失格となります。
	その他1	1 手持ち工事の件数及び同日開札の重複落札制限等については、「令和8年度工事における入札執行方法について」を確認してください。 なお、本工事は手持ち工事の件数に加算しません。 また、総合評価方式を落札できるのは、簡易型・特別簡易型を問わず、当該入札が行われた年度内において1件までとします。 2 落札候補者が配置予定技術者を配置できない場合等の取扱いについては、厚木市ホームページの「市政情報」>「条例・規則・要綱」>「要綱集」>「総務部」>「契約検査課」に掲載している「厚木市工事請負に係る条件付一般競争入札事務取扱基準」の第3条『開札後の取扱いについて』によることとなりますので、注意してください。

その他 2	1 落札候補者は、開札日から 2 開庁日後の午前 10 時までに、誓約書については、メール又は契約検査課窓口を持参してください。配置予定技術者・現場代理人調書（調書に記載されている添付書類も提出してください。）、技術者等を雇用していることが分かる書類の写し、有効な経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書及び建設業許可に係る営業所技術者を確認できる書類（建設業許可申請書等）については、ファックス、メール又は契約検査課窓口を持参することにより提出してください。 なお、落札候補者から提出された配置予定技術者・現場代理人調書に記載された技術者・現場代理人が入札参加資格要件を満たさなかった場合及び提出期限までに誓約書等が提出されなかった場合は、落札候補者は失格となりますので注意してください。 2 他の工事の現場代理人については、主任技術者等にはなれませんので注意してください。 3 CORINS 等により配置予定の監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合は、契約を結ばないことがあります。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合を除き、申請書の差し替えは認められません。 4 社会保険等未加入建設業者を一次下請契約の相手方とすることはできません。詳細については、厚木市ホームページの「入札・契約」に掲載している「厚木市発注工事における社会保険等未加入対策に係る手続について」を確認してください。 5 パソコンの不具合等により、電子入札システムが利用できない場合は、電話連絡の上、各締切日時までに紙入札承認願等の事務手続を行ってください。
入札担当部署	厚木市総務部契約検査課工事契約係 電話 046-225-2080 F A X 046-223-4058 アドレス 0700kouji@city.atsugi.kanagawa.jp
電子入札システムの操作に関する問合せ先	かながわ電子入札共同システムコールセンター 0120-921-182（平日午前9時から午後5時まで）
工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知について	落札者は、建設業法第20条の2第2項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定から契約を締結するまでに、工事担当課に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知してください。
労務費ダンピング調査について	落札候補者に対し、入札内訳書に明示された直接工事費が一定水準（発注者が設計した<u>直接工事費に 100 分の 100</u> を乗じた額（円未満四捨五入））以上か調査を実施しますので、一定水準を下回った場合は、すみやかに理由書を書面で提出してください。 詳細については、厚木市ホームページの「しごと・産業」＞「入札・契約」＞「工事請負」＞「お知らせ」に掲載している「入札における「労務費等が明示された内訳書」の提出及び「労務費ダンピング調査」について」を確認してください。 理由書は、電子メール又はファックスで提出してください。 なお、理由書の提出を行わない場合は、入札の条件に違反した入札として無効とする場合があります。

備考	本案件は、電子契約の対象案件です。
----	-------------------